第7期小田原市障がい福祉計画及び第3期小田原市障がい児福祉計画に対する 市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第7期小田原市障がい福祉計画及び第3期小田原市障が			
	い児福祉計画の策定			
政策等の案の公表の日	令和6年1月15日(月)			
意見提出期間	令和6年1月15日(月)から令和6年2月13日(火)			
	まで			
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、障			
	がい福祉課窓口)			

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

7	意見数 (意見提出者数)	31件 (2人)
	インターネット	1 人
	ファクシミリ	人
	郵送	1 人
	直接持参	人
4	無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次の とおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	7件
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	5 件
С	今後の検討のために参考とするもの	11 件
D	その他(質問など)	8 件

〈具体的な内容〉

(1) 計画の全体に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	障がい福祉に係る当計	В	本計画では本市の現状と課題を踏まえ
	画の項目の何から手を付		て8つの基本目標に整理し、具体的な対
	けるか判然としない。		応方針を定めました。
	事業の優先順位ないし		この8つの方針については、いずれも
	は優先度、緊急度、重要		重要な課題として、優先的に取り組むべ
	度を示すと良いのでは。		きものと考えます。
2	計画は実践してこそ意	С	基本目標には具体の対応方針を示して
	義がある。計画倒れや整		おり、計画の実施において、日々のサー
	合性を図るための進捗管		ビスの給付決定につなげていきます。
	理ばかりにならず、計画		そのためにも、適正な支給基準や申請
	の実践に注力してほし		手続きなどを精査し、具体的な運用につ
	VVo		ないでいきたいと考えます。
3	財政状況の推移につい	A	市の財政状況は、情報が多岐にわた
	て、障がい福祉にかかる		り、年々最新情報に更新されます。
	費用の増加がよく分かる		このため、本計画内での表記ではな
	が、市の財政全体から見		く、本計画を市ホームページ等で公開す
	て、どのくらいの割合で		る際に、市の財政状況へのリンクを設置
	あるかを示せると良い。		するなどして対応していきます。
4	本計画の見込量よりも	С	ここ数年の障害福祉サービスに係る費
	利用者数が増えた場合、		用の増加に対し、当初予算を上回る場合
	補正予算で対応すると聞		には、補正予算で対応しています。
	くが、利用者の不安がな		必要な方に必要なサービス提供がされ
	いようにしてほしい。		るよう、市全体の財政状況も踏まえ、適
			正な利用量となるよう各種の支給基準の
			見直しなど具体策を検討していきます。
5	本計画に、精神保健福	С	自立支援医療の利用者数については、
	祉手帳保持者数 1,554 人		第3期小田原市障がい者基本計画におい
	(令和4年度)の記載は		て、平成 28 年度と令和4度の増加傾向を
	あるが、第3期小田原市		記載しています。本計画の記載において
	障がい者基本計画には、		は、長期的な障害種別の推移を表すた
	自立支援医療の利用者数		め、手帳所持者数の統計としています。
	は 3,066 人 (令和4年		自立支援医療の利用者も障害福祉サー
	度) とある。精神障害者		ビスの利用者となりうることから、今後
	数の把握のため、自立支		の中間見直し等において、利用者全体の
	援医療の利用者数も参考		障害種別の分析のあり方を検討します。
	値としてはどうか。		

(2) 計画の基本目標に関すること

	辛目の内容 (西阜)	区公	
G	意見の内容(要旨) 難病への支援、依存症	区分	甘木日博 1 については 15年並をに取り
6	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	D	基本目標1については、近年新たに取り
	対策、虐待への対応が挙		組むべき課題として国の基本指針に挙げられていることがなった計画でも基本目標の
	げられている経緯を記載		れていることから、本計画でも基本目標の
	すると良いのではない		1つとして記載しています。
			地域特性として、県の機関や精神科病院
	また、本市の地域特性		等の医療資源の他、サロン活動などの地域
	とは具体的には何か。		活動が盛んな地域性を踏まえ、今後の取組
<u> </u>	P → 10		を検討したいと考えます。
7	障がいに対する誤解や	В	基本目標2にあるとおり、広く一般に向
	偏見をなくすための普及		けた情報提供や、啓発イベントなどは引き
	活動について、一般的な		続き開催していきます。
	周知活動のほか、現に問		また、地域での交流が重要と考え、障が
	題を抱えるところへの個		い者が地域の様々なコミュニティへ外出す
	別の普及啓発も重要では		る支援を図り、実体験を通して地域に障が
	ないか。		いへの理解を広げていきます。
8	大人になってから誤解	В	教育委員会では、各教育現場において、
	や偏見をなくすのは大変		インクルーシブ教育に取り組んでいるとこ
	なので、教育委員会と連		ろですが、本計画においては、基本目標5
	携を図りながら小中学校		にあるとおり、保育所等訪問支援を小中学
	の教育、あるいはインク		校や放課後児童クラブ等にも積極的に活用
	ルーシブ教育として、子		する中で、障がい児が学校等の日常の場で
	どもたちへの活動を進め		共に過ごせるよう支援し、実体験としての
	てほしい。		インクルーシブ教育に寄与していきます。
9	本市の「精神障がい者	А	本事業については、精神障がいの当事者
	ピアサポート事業」は、		同士の相互支援により、社会参加を促すも
	先駆的な取組として計画		のとして、基本目標2「社会参加を支える
	に位置付けるべき。		取組」に追記しました。
10	本市にはかつて精神障	С	本計画では、断酒会などの自助グループ
	がい者の自助グループが		のほか、地域交流や生涯学習、市民活動な
	ありましたが、現在はあ		ど、障がい者が様々なコミュニティとつな
	りません。		がることを目指しています。
	フリースペースやボラ		市としては精神障がい者ピアサポート事
	ンティア活動団体の集ま		業を行っていますが、自助グループ設立に
	りなどに働きかけて、精		向けた支援は予定していません。
	神障がい者の自助グルー		地域活動支援センターや医療機関などと
	プを作る方向で検討して		連携した自助グループができた際は、周知
	ほしい。		等の協力について検討します。

11	精神障がい者の休日や	С	本計画では、地域団体や民間事業者など
	仲間で集える場づくりに		様々な地域資源を生かし、障がい当事者も
	ついて、かつては曽我病		支え合う主体として、つながり合う地域づ
	院とボランティアが開催		くりを基本理念に掲げています。
	する食事会兼フリースペ		市が主体となって新たな場所づくりをす
	ースがあった。		ることは想定していませんが、民間法人に
	市としても予算措置を		おいても地域交流に取り組んでいる中で、
	行い、施設を超えて精神		そうした取組への支援のあり方、障がいの
	障がい者が集う場所づく		有無に関わらず集える場への参加促進を検
	りをしてほしい。		討していきたいと考えます。
12	強度行動障害者につい	В	基本目標3にあるとおり、施設入所の待
	て家族が介護を引き受け		機者がいる現状に対し、グループホームな
	ざるを得ない状況や、重		ど地域生活への移行を推進します。
	度障害者が生活介護を利		また、在宅生活での家族の介護負担の軽
	用できない状況があると		減については、受け皿となる短期入所の利
	推察するが、家族の介護		用に向け、各事業者の専門性向上や人材確
	負担が軽減できるように		保についても支援していきます。
	計画を実践してほしい。		
13	「療育が必要な児童」	С	現在、本市では5歳児健康診査は実施し
	の早期発見については、		ていませんが、国の方針に基づき、実施に
	母子保健との連携が重要		向けた検討をしています。
	であり、現在の3歳児検		今後、実施に至った場合には、そうした
	診等での発達のスクリー		機会も活用して、療育が必要な児童の早期
	ニングのほか、就学前に		発見につなげていきたいと考えます。
	も実施できるとよい。		
14	「ペアレントトレーニ	С	基本目標5にあるとおり、発達障がいの
	ング」に参加する責任感		特性や対応方法を保護者が学ぶことは有効
	の強い保護者が、過度に		であるため、実施されている講座などの周
	背負い込むことがないよ		知を今後も図っていく中で、個別に保護者
	う配慮をしてほしい。		への声かけ等の配慮をしてまいります。
	同時に、本来は参加し		また、国の報酬改定の方針においても、
	てほしい保護者が参加し		各事業所の個別支援計画の活用が挙げられ
	ない現状もあるかと思う		ており、保護者との個別支援計画の共有に
	が、上手な声掛けや支援		より、日常的な障害児通所支援の利用を通
	を併せてお願いしたい。		じて保護者が学びの機会を得られるよう支
			援していきます。
15	障がい者総合相談支援	В	基本目標7にあるとおり、クローバーへ
	センター「クローバー」		の相談件数の増加、相談者への継続的な対
	の相談員数を増やしてほ		応は課題として認識しています。
	しい。1回あたりの相談		地域の事業所に円滑に橋渡しできるよ

	時間は短く、相談員が不足していて、電話がつな		う、計画相談支援の利用率向上を図るとと もに、増加する相談件数に応じた機能強化
	がらない。		も検討していきます。
16	課題はサービスの受け皿	С	基本目標8にあるとおり、福祉人材の確
	の不足であり、突き詰め		保・定着は重要課題と認識しています。福
	れば人材の確保が喫緊の		祉の魅力の PR、県の研修の利用促進や基
	課題かと思うが、人材確		幹相談支援センターを中心とした専門性の
	保策について公民にて具		向上、事業者間の協議会などへの参画を踏
	体的に対応を図るべき。		まえ、対応していきます。

(3) その他の計画策定に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
17	「就労選択支援【新	A	国の基本指針において新たに設置予定
	規】」について、不確定		のサービスであり、「令和7年 10 月以降
	な部分はあると思うが、		から就労継続支援B型の利用申請前に、
	より具体的にお示しいた		原則として就労選択支援を利用する」と
	だきたい。		示されています。
			現在、明らかにされている範囲におい
			て「用語解説」に追記しました。
18	うつ病休職者のための	С	休職者の復職支援プログラムとしての
	「リワーク」について、		「リワーク」については、医療機関や民
	市内での開設を医療機関		間事業者、神奈川県障害者職業センター
	と連携するような内容を		といった様々な機関が提供しています。
	包含できないか。		復職支援は、一義的には雇用先が取り
			組むべきものであり、本市として開設予
			定はありませんが、様々な機関の支援プ
			ログラムの情報提供に努めるとともに、
			必要に応じた就労移行支援の活用なども
			含め、復職支援に取り組んでいきます。
19	「小田原市・箱根町・	D	当協議会については、支援者側の障害
	真鶴町・湯河原町地域障		福祉事業者や、社会福祉協議会、児童相
	害者自立支援協議会」に		談所など様々な関係者が参画しており、
	ついて、学識経験者や専		当事者の声としては、障害者団体や家族
	門家などで構成されてい		会からも参加しています。
	ると思うが、障がい当事		また、障害者団体連絡会議において
	者をメンバーとして参画		も、当事者や御家族に参加いただき、御
	させてほしい。		意見をいただいています。

20	国の基本指針では、福	D	国の基本指針では、「計画等作成委員
20	祉計画の策定の体制とし		会等の意見集約の場を設けることが考え
	て「計画等作成委員会」		られる」のほか、「障害者総合支援法に
	を設置することが想定さ		おいて、協議会を設置している場合に
	れている。		は、その意見を聞くよう努めなければな
	年2、3回開催される		らないとされている」とあります。
	1市3町の自立支援協議		本市では、1市3町からなる自立支援
	会でなく、小田原市独自		協議会があるため、本協議会において協
	で計画等作成委員会を設		議をしたものです。
	置し、毎月開催して議論		また、市内の事業所は、近隣市町村か
	するべきではないか。		これに、
	9 3 1 6 (1441.11.		く協議すべきものと考えます。
21	 計画等作成委員会にお	С	自立支援協議会の構成として、身体障
21	ける当事者の声として、		書の当事者団体、知的障害の家族会、精
	比較的意見の聴取しやす		古のヨ事有団体、知的障害の家族云、相 神障害の家族会といった方が参加してお
	い方たちに偏っているの		り、3障害それぞれの関係者のほか、支
	ではないか。		援者側の事業所や医療機関といった方が
	3障害の当事者の声を		後年 関の事業別へ 区別 機関 という たカ が 参加 しています。
	平等に聞き取るよう委員		当事者の声をより反映できるよう、今
	会に参加させてほしい。		後の計画策定の課題として検討します。
22	市内には多数の精神科	D	本協議会は、1市3町で委託する小田
	病院があるが、自立支援		原市基幹相談支援センターが事務局で
	協議会の構成員に曽我病		す。曽我病院は精神科医療機関であると
	院が選ばれている理由は		ともに、神奈川県精神保健福祉協会西湘
	何か。		支部であり、また計画相談事業所として
	1,1,4,0		様々な利用者と接する立場として構成員
			とされていると認識しています。
23	 自立支援協議会におい	С	自立支援協議会の情報公開について
	て、本計画についてどの		は、現在、市ホームページで各年度の報
	ような議論があったのか		告書を掲載しています。市民の傍聴は可
	わかるよう、協議会の情		能ですが、事務局にはホームページがな
	報公開について事務局と		いため、開催予定等の発信については、
	協働で考えてほしい。		事務局と協議していきたいと考えます。
	-		また、本計画の参考2「市民意見等の
			募集」において、自立支援協議会におけ
			る「主な協議内容」を追記しました。
24	成年後見制度利用支援	D	本事業は要綱により定められており、
	事業について、身寄りが		パブリックコメントの対象とはなってい
	ない方に対し、市長申し		ません。
	立ての場合には市が費用		本事業については、小田原市成年後見

負担するとある。	制度利用促進審議会が設置されており、
要綱改正により令和6	令和6年4月の対象拡大についても当審
年度から対象が拡大され	議会で協議されたものです。
ることは望ましいが、市	本審議会においては、高齢者福祉に関
議会のチェックやパブリ	わる地域包括支援センター、障がい福祉
ックコメントを経ること	に関わる基幹相談支援センターのほか、
が必要ではないか。	行政書士や弁護士などの後見人、公募市
	民や民生委員などで構成しており、日
	頃、当事者に関わる方々との意見交換の
	中で検討してきたものです。

(4) 計画の記載に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
25	財政状況のグラフにつ	D	本計画は、障害福祉サービスの需給バ
	いては、白黒印刷でも分		ランスにかんがみた給付方針等を示すも
	かりやすい表記にすると		のであり、様々な障がい福祉事業所と共
	よい。		有できるよう、主にインターネットによ
			り公開するものと考えており、カラーで
			読まれることを想定しています。
26	基本目標1,2の課題	D	課題の記載の表現については、課題認
	の表記は「~が重要」		識を挙げるとともに、各事業者からの要
	「~が大切」とあるが、		望などを踏まえて、課題解決に向けた方
	課題は課題として表現し		向性も併せて記載しているものです。
	た方が良いのでは。		
27	基本目標2にある「I	A	本計画後段にある「用語解説」におい
	CT」については、注釈		て注釈を追加します。
	が必要ではないか。		
28	16 ページの「児童の	A	「児童の <u>障</u> がい特性や程度にかんがみ
	がい特性や程度にかんが		て」に表記を修正しました。
	みて」の表記に脱字があ		
	る。		
29	25 ページの「前計画	A	「地域生活移行者数は、前計画期間に
	期間における地域生活移		おける目標値である 12 人を下回る見込み
	行者の目標値は 12 人を		ですが、施設入所者数は目標値である
	下回る見込みですが」の		192 人よりも減少傾向にあります。」の
	一文が理解しにくい。		表記に修正しました。

30	28 ページの表中の就 労継続支援B型の「②- ①」が「-112」は「112 人」の誤表記では。	A	御指摘のとおりであったため、就労継続支援B型について、②市内事業所定員数一①実利用者数の数値を「112人」に修正しました。
31	38~43 ページのサービス等の利用実績について、「達成率」とあるが、目標値より著しく高いことが必ずしも望ましいものではないため、表記を検討してほしい。	D	利用者数や利用時間数の見込値に対し、実績値の割合を示すものを「達成率」と表記しています。 計画相談支援の利用率のように目標を上回ることが望ましい数値もあれば、見込値を超過することが課題となる数値も混在しますが、前計画との整合性も踏まえ、「達成率」と表記しています。

4 その他政策案等と関係ない提出意見

・福祉従事者のモデル給与等級表を作成するように、市から国に要望できないか。 小規模の事業所では給与等級表がなく、昇給や待遇改善を求めて転職に頼ると聞 くので、各事業所で効率的に昇給がされるよう国に要望をしてほしい。

5 提出意見と関係なく変更した点

- ・第3章の3「福祉施設から一般就労への移行」の目標値について、「就労移行支援事業所の就労移行率」及び「就労定着支援の就労定着率」の項目を追加しました。
- ・計画後段に「参考2 市民意見等の募集について」、「参考3 計画の策定経過」を追加しました。

<参考>意見者による提出意見の原文

意見者1名の希望により、以下に投稿された意見の原文を掲載します。

本計画では、協議会をもって策定委員会としていますが、国の基本指針を見ますと前期計画のパブリックコメントの回答にあったような絶対的な規定ではなく、策定委員会を独自に招集するよう勧められています。年に2回か3回しか招集されない協議会ではなく、独自に策定委員会を設置して少なくとも毎月開催して議論を進めるべきではないでしょうか?

また箱根町、湯河原町、真鶴町の3町と協働するために、協議会を活用すべきとの意見もあるようですが、例えば精神障がい者向けのグループホームは、小田原市内に2か所しか無く、平塚市などに頼っていると聞きます。その場合の協働はどう議論するのでしょうか?あくまでも小田原市の障がい福祉計画なのですから、小田原市独自で策定委員会を設置すべきではないでしょうか?

- 2 策定委員会は、各分野の専門家と障害者及び家族等を委員に参加させるとなっています。しかし比較的意見の聴取のしやすい方達に障がい者は委員の選任が偏っているのでないでしょうか?アンケートではなく、委員会の議論の場で直接3障がい平等に意見の聞き取りを行うべきではないでしょうか?もとより、参加者の氏名は過去の計画において公開されていません。個人情報は充分守られるのではないでしょうか?是非、3障がい者を委員会に参加させてください。
- る 福祉関係に従事する方達のモデル給与等級表を作成してくださるよう国に小田原市から要望して頂けないでしょうか? 一部の比較的大きな施設では給与等級表があると聞きますが、小規模の施設では給与等級表がなく昇給や待遇改善を転職に頼ると聞きます。これはスキルの向上面だけでなく、利用者が慣れしたしんだ従事者と別れて、また一から関係を築いていかなければならないので、大きな損失です。従事者が一つの事業所で効率的に昇給するように国に小田原市から要望してください。
- 4 クローバーの相談員の人数を増やしてください。今、市役所の障がい福祉課は多忙を極め、担当のケースワーカーと電話で即座に話すことが困難です。またクローバーも内規で一人当たり1回15分と定めていて、腰を置きつけた相談

が出来ない状況です。また午前中は1名か2名しか対応できる相談員がおらず 電話がつながりません。ある相談員の方の話しによると今の倍の人員が欲しい との意見でした。是非クローバーの相談員の人数を増やしてください。

- 計画においては自助グループの活用とされていますが、現在小田原市には精神障害者の自助グループはありません。ピアサポートステーションの方達がハートフェスタの会議に参加するなど一部役割を代行してますが、本当の自助グループではないので、本来の障がい者同士の語り合いや小田原市への要望書活動を行なっていません。かつてあった精神障害者西湘友の会は保健所の生活指導教室を中心して県精神保健福祉センターの主導の下に誕生しました。フリースペースやボランティア活動団体の集まりなどに参加させている方達に働きかけて精神障がい者の自助グループを作る方向にもっていってください。
- 6 本計画で定められたサービスの利用人数より実際の人数が増えた場合の対応について、利用者の不安がないようにしてください。実際の利用人数が増えた場合、補正予算で対応されると聞きますが、計画本文にも書いておくべきではないでしょうか?お願いします。
- 本計画の策定委員会のメンバーに曽我病院が選ばれているそうですが、何か 客観的基準で選ばれているのでしょうか?かつて曽我病院は、クローバーに相 談員を派遣したり、なかよしクラブの運営を市から委託されていましたが、現 在はどちらも委託されていません。また小田原市内には、多数のメンタルクリ ニックがあり1医師当たりにすれば曽我病院を上回る医師がいるのではないで しょうか?さらに入院施設がある病院としては国府津病院もあります。意見の 多様性の意味から、そろそろ交代を考えてはいかがでしょうか?
- 双年後見制度等についてお聞きします。現在小田原市では、身寄りが無い方などに成年後見人を市長申立てでつける制度を導入されています。また4月からは要綱を改正して、制度の改善をしてくださるとのことです。しかし要綱は基本的に障がい福祉課内か福祉健康部内で完結してしまいます。常日頃から、市民のニーズを汲み取ってくださっているとは思いますが、市議会のチェックやパブリックコメントを経てから、制度を変更して欲しかったです。
- 9 精神障がい者の休日の過ごし方や、施設を超えて仲間で集える場所作りについてお聞きします。前期計画において精神障がい者の休日の過ごし方についてお尋ねしたところ、地域活動支援センターの休日開所とフリースペースにて対

応するとのことでしたが、地域活動支援センターの休日開所は実施されていません。またフリースペースも、少ないと3人か5人しか集まらない状況で充分にニーズを満たしてはいません。さらに、知的障がい者にはかつて計画に記載されていた、一番星と言うサークルがあり、現在もかもめの家で継続しています。

かつては、精神障がい者にも、なかよしクラブや曽我病院とボランティアが 月2回開催していた食事会兼フリースペースがありました。今でも、施設の垣根を超えたフリースペースや食事会、精神障がい者同士で集える場所は必要です。

どうか、小田原市で最低限の予算措置を行なって精神障がい者が集える場所 作りをしてください。

10 自立支援協議会の情報公開についてお尋ねします。現在、協議会は事業報告のみインターネットで公開していて、障がい福祉計画についてどのような話し合いがなされているか、伺い知ることが出来きません。前期計画のパブリックコメントの回答では協議会の傍聴が出来るとされていましたが、広報には掲載されていません。また令和6年4月からは協議会の出席者に守秘義務が課されることから、委員の出身母体に帰ってからの話し合い等にも制限がかかるのではないかと思います。そう言った場合、障がい福祉計画の話し合いについての部分の情報公開は困難を極めると思いますが、市民のための計画なのですから、情報公開の原則を貫く方法を事務局と協働で考えてください。

11

本計画では精神保健福祉手帳保持者を 1,554 としていますが、第 3 期おだわら障がい者基本計画では精神障がい者の自立支援医療の利用者を 3,066 人とカウントしています。また精神科病院に通院する方と入院患者数を元に算定した精神障がい者数を 4,620 人と算定しています。そうすると身体、知的に比べて見劣りする精神障がい者へのサービスの配慮が違ってくるのではないでしょうか?どうか自立支援医療の利用者数だけでも参考値として本計画に記載してください。